

北上市告示甲第60号

北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。ただし、この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

令和4年6月13日

北上市長 高橋敏彦

北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について（令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙。以下「支給要領」という。）に基づき、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）を支給することにより、低所得のひとり親世帯の子育てにおける負担の軽減を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当をいう。以下同じ。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者又は法第6条の規定に基づく市長の認定を受けた場合において法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、別表の左欄に掲げる区分ごとに、令和2年の所得について同表の右欄に掲げる所得の要件に該当するもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）
- (3) 第5の規定による申請時点において、令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者

を除く。)又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響を受けて家計が急変し、別表の左欄に掲げる区分ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる所得の要件に該当するものその他前2号に規定するものと同様の事情にあると認められるもの(以下「家計急変者」という。)

2 前項の支給対象者が、給付金の支給の決定を受けるまでの間に死亡した場合は、当該支給対象者の法第4条に定める要件に該当する児童(以下「監護等児童」という。)に対して支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、給付金を支給しないものとする。

(1) 他の市町村(特別区を含む。次号において同じ。)において、支給要領に基づく給付金の支給を既に受けているもの

(2) 北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱(令和4年北上市告示甲第61号。この号において「要綱」という。)の規定による給付金の支給を受けているもの(他の市町村において要綱第1に規定する支給要領に基づく給付金を既に受けているものを含む。)

(給付金の支給額)

第3 給付金の支給額は、監護等児童1人につき5万円とし、支給対象者に対し1回に限り支給するものとする。

(児童扶養手当受給者の支給決定等)

第4 市長は、児童扶養手当受給者に給付金を支給しようとするときは、児童扶養手当受給者に対して支給の申込みを行い、給付金の受給の意向を確認するものとする。

2 市長は、前項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給するものとする。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった児童扶養手当受給者については、この限りでない。

(公的年金給付等受給者等の申請手続)

第5 公的年金給付等受給者又は家計急変者が給付金を受給しようとするときは、別に定める北上市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給申請書兼請求書(以下「給付金申請書兼請求書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、代理人により申請するときは、支給対象者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の受付期間は、令和4年7月15日から令和5年2月28日までとする。

(公的年金給付等受給者等の支給決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給を決定したときは、当該決定の日に申請した者（以下「申請者」という。）から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により適当でないと認めるときは、支給しないことを決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(支給方法)

第7 給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(1) 児童扶養手当受給者の令和4年4月分の児童扶養手当の振込口座

(2) 給付金の支給決定の前までに支給対象者又は申請者が指定した口座

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

(支給の取扱い)

第8 給付金の支給決定後において、給付金申請書兼請求書の不備又は第7第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更により、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は申請者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請を取り下げたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第9 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しない者であることが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2関係）

区分	所得の要件
法第9条第1項に規定する受給資格者	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給の制限に相当する所得の額未満（所得には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。）
法第9条の2に規定する受給資格者	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給の制限に相当する所得の額未満（所得には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）
法第10条又は第11条に該当する者	法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給の制限に相当する所得の額未満（所得には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）